

四半期報告書

(第63期第1四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

株式会社ワコールホールディングス

京都市南区吉祥院中島町29番地

E00590

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	11
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	20
(4) ライツプランの内容	20
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(6) 大株主の状況	20
(7) 議決権の状況	21
2 株価の推移	21
3 役員の状況	21
第5 経理の状況	22
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	23
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結包括損益計算書	26
(4) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27
2 その他	48
第二部 提出会社の保証会社等の情報	49

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第63期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社ワコールホールディングス
【英訳名】	WACOAL HOLDINGS CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚本 能交
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都（075）682局1007番
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 友紀
【最寄りの連絡場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都（075）682局1007番
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 友紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第63期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第62期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	37,741	40,989	163,297
営業利益(百万円)	1,020	2,501	3,810
当社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(百万円)	530	1,064	2,524
株主資本(百万円)	168,843	168,958	171,630
総資産額(百万円)	214,664	219,025	223,387
1株当たり株主資本(円)	1,202.16	1,196.63	1,215.52
1株当たり当社株主に帰属する 四半期(当期)純利益(円)	3.77	7.54	17.86
潜在株式調整後1株当たり当社株 主に帰属する四半期(当期)純利 益(円)	3.77	7.53	17.85
株主資本比率(%)	78.7	77.1	76.8
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	508	21	9,449
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,075	△1,882	△2,698
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△3,799	△308	△5,438
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	21,195	22,026	24,317
従業員数(人)	14,536	15,680	15,614

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 上記の連結経営指標は米国会計原則に基づく金額であります。なお、経常利益に代えて営業利益を記載しております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	15,680 [1,498]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

2 臨時従業員にはアルバイト・パートタイマー等の3ヶ月程度の雇用者を含めております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	64
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員はおりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間におけるオペレーティング・セグメントごとの生産実績を示すと、次のとおりであります。なお、その他のセグメントについては、生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載しておりません。

オペレーティング・セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
ワコール事業（国内）	11,664	86.5
ワコール事業（海外）	2,232	122.4
七彩事業	503	159.7
合計	14,399	92.2

(注) 1 生産実績の金額は製造原価によっております。また、消費税等は含まれておりません。

2 前年同四半期比については、前第1四半期連結会計期間の生産実績を当第1四半期連結会計期間と同様の事業区分に組替えた上で算定しております。

(2) 受注状況

七彩事業のうち一般住宅及び店舗内装工事部門については受注生産形態をとっております。

当第1四半期連結会計期間における七彩事業の受注状況を示すと、次のとおりであります。

オペレーティング・セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（%）	受注残高（百万円）	前年同期比（%）
七彩事業	1,210	127.2	422	131.1

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をオペレーティング・セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

オペレーティング・セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
ワコール事業（国内）	27,528	97.5
ピーチ・ジョン事業	3,023	95.5
ワコール事業（海外）	5,253	114.4
七彩事業	1,994	128.4
その他	3,191	1,603.5
合計	40,989	108.6

(注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。

2 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。

3 金額には、消費税等は含まれておりません。

4 前年同四半期比については、前第1四半期連結会計期間の販売実績を当第1四半期連結会計期間と同様の事業区分に組替えた上で算定しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成22年8月13日）において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、一部の企業収益に回復基調が見られるものの、依然として厳しい雇用情勢や所得環境が続き、個人消費は引き続き低調に推移しました。なかでも女性ファッション衣料品業界は、消費者の低価格志向や消費に対する慎重な姿勢が根強く、加えて春先の天候不順などの影響もあり、厳しい状況で推移しました。

このような経営環境のなか、当社グループは主力事業会社である㈱ワコールを中心に、商品力の向上と消費者ニーズを的確にとらえた商品開発に注力するとともに、平成22年4月より新たに策定した中期経営計画の目標達成を目指し、安定的な収益基盤の構築に向けたインナーウェア卸事業の構造改革やグループ各社の収益性回復への取り組みを開始しました。

その結果、当社グループの当第1四半期の連結業績は、㈱ワコールの売上は前年同期を下回りましたが、米国や中国事業において売上が前年同期を上回ったことや、平成21年8月17日付で株式交換により完全子会社となった㈱シアンの業績が連結されたことなどにより、売上高は409億89百万円（前年同期比8.6%増）となりました。利益面では、ワコールにおいてコスト削減や経費の圧縮に努めたことや、海外事業の収益が改善したことなどにより、営業利益は25億1百万円（前年同期比145.2%増）となりました。また、税引前四半期純利益は18億94百万円（前年同期比553.1%増）となり、当社株主に帰属する四半期純利益は10億64百万円（前年同期比100.8%増）となりました。

オペレーティング・セグメントの実績を示すと次のとおりであります。

① ワコール事業（国内）

㈱ワコールのワコールブランド事業本部におきましては、キャンペーンブラジャー「LALAN（ララン）」の新商品「リボンブラ」や夏用のブラジャー「スースーブラ」は、機能やデザインが消費者の支持を集め好調に推移し、基幹商品のブラジャー全体では前年を上回りました。新機能ボトムスタイルサイエンス商品群は「クロスウォーカーシャキット」のメッシュタイプが好調に推移しましたが、その他商品が苦戦したこともあり、ガードル・パンツ全体では前年を下回りました。季節性の高い夏用肌着の新商品「スゴ衣（すごい）」は、「薄い・軽い・爽やか」という商品特性を訴求しましたが、他社商品との競合激化などの影響を受け、低調に推移しました。また高付加価値ブランドでは、販売チャネル別ブランドの「パルファージュ」や「サルート」は前年を下回りましたが、シニア世代を対象にしたブランド「グラッピー」は引き続き好調に推移し、前年を大きく上回りました。これらの結果、主力のワコールブランド事業本部全体の売上は前年同期並みとなりました。

ウイングブランド事業本部におきましては、キャンペーンブラジャー「S-スタイルブラ」をはじめ、スタイルサイエンス商品群が堅調に推移しましたが、夏用肌着はワコールブランド同様、大手量販店、衣料品専門店のプライベートブランド商品や他社商品の影響を大きく受け、前年を下回りました。メンズインナーは、これまで売上を牽引してきた「クロスウォーカー」において新規顧客の獲得が進まなかったことや、シーズン商品の返品が増加したことなどにより、前年を大きく下回りました。また、得意先の在庫調整に伴い納品が進まないことや、バーゲン時期が当初計画よりも後ろ倒しになった影響もあり、ウイングブランド事業本部全体の売上は前年同期を下回りました。

SPA（製造小売）事業部につきましては、直営店「AMPHI（アンフィ）」を中心に展開し、購買客数と購入商品点数の増加により売上を伸ばしました。また、アウトレットモールで展開する「ワコールファクトリーストア」も既存店が堅調に推移し、これらの結果、SPA事業部全体の売上は前年同期を上回りました。

㈱ワコールの子会社でSPA事業を行う㈱ウンナナクールでは、一部のブラジャーを除いた商品が苦戦し既存店の売上は前年を下回りましたが、新規出店の効果もあり、全体の売上は前年同期を上回りました。なお、アウトレットの新業態として、SPA事業部の商品の他にウンナナクールとピーチ・ジョンを品揃えする「ワコール・ラヴァーズ・マーケット」を、平成22年7月に三井アウトレットパーク滋賀竜王にオープンしました。

ウエルネス事業部につきましては、消費者の健康志向の高まりも追い風となり、スポーツコンディショニングウェア「CW-X（シーダブリューエックス）」ブランドから発売したスポーツ用タイツや、プロゴルファーの石川遼選手をモデルに広告展開しているゴルフやランニング用の高機能ウェア「柔流（じゅうりゅう）」を中心に、大きく売上を伸ばしました。レッグ・フット商材では、ボディスタイリングウェア「スタイルカバー」やファッション性と機能性を重視したビジネスパンプス「サクセスウォーク」が好調に推移しました。これらの結果、ウエルネス事業部全体の売上は前年同期を大きく上回りました。

通信販売事業部につきましては、カタログ販売はアウターウェアを中心に受注が低迷したこともあり、売上は前年を下回りました。一方、「ワコールウェブストア」として展開するインターネット販売は好調に推移し、インターネット限定商品の「小さく見せるブラ」が話題となりました。しかしながら、主力のカタログ販売の落ち込みが影響し、通信販売事業部全体の売上は前年同期を下回りました。

このようにスポーツ関連商品などは好調に推移したものの、主力のウイングブランドが前年同期を下回ったことなどにより、㈱ワコール全体の売上は前年同期を下回る結果となりました。一方、利益面におきましては、売上利益率の改善や経費削減が奏功し、営業利益は前年同期を大きく上回りました。

これらの結果、ワコール事業（国内）における売上高は275億28百万円（前年同期比2.5%減）、営業利益は20億円（前年同期比109.9%増）となりました。

② ピーチ・ジョン事業

㈱ピーチ・ジョン（平成22年3～5月）につきましては、通信販売の売上は春号カタログ商品の入荷遅延や夏号カタログの受注低迷などにより前年同期を下回りました。また、国内直営店の売上は、前年同期に比べて店舗数が減少したことや既存店舗が低調に推移したこともあり前年同期を下回りましたが、香港に2店舗出店している海外直営店は堅調に推移しました。利益面ではカタログ発行部数の削減などの効率化に取り組みましたが、売上の減少に伴い営業損失が生じました。

これらの結果、ピーチ・ジョン事業における売上高は30億23百万円（前年同期比4.5%減）、営業損失は1億98百万円（前年同期は営業損失54百万円）となりました。

③ ワコール事業（海外）

海外事業（平成22年1～3月）に関しましては、米国事業は金融危機の影響で低迷していた取引先百貨店の売上が回復基調となるなか、昨年度から展開している値頃感のあるブラジャーや、補整機能のあるボトム商品が引き続き好調に推移しました。また、セクシーでファッショナブルなブランドの「b. t e m p t ' d b y W a c o a l（ピーテンプティッドパイ ワコール）」も堅調に推移し、売上は前年同期を上回りました。利益面では売上の増加に加え、製造コスト削減による売上利益率の改善に伴い、営業利益は前年同期を上回りました。なお、当第1四半期における米ドルの為替レートは90円（前第1四半期93円）となり、連結決算ベースでは円高による為替の影響を受ける結果となりました。

中国事業につきましては、主力のワコールブランドに加え、若年層向けブランド「アンフィ」と高付加価値ブランド「サルート」による3ブランド体制で展開しており、百貨店チャネルを中心とした既存店舗でのシェアが徐々に拡大しています。沿海部に加えて内陸部への積極的な出店を開始し、ワコールブランドの認知度向上や売上拡大を目的に、昨年からは引き続き中国の有名女優、李小冉（リ・シャオラン）さんを起用したプロモーション活動を実施しました。これらの結果、中国事業全体では売上、利益ともに前年同期を上回りました。

これらの結果、ワコール事業（海外）における売上高は52億53百万円（前年同期比14.4%増）、営業利益は6億43百万円（前年同期比63.2%増）となりました。

④ 七彩事業

マネキンの製造販売やレンタル、商業施設の設計や施工を行う㈱七彩におきましては、主要得意先である百貨店の売場改装工事もあり、売上は前年同期を上回りました。また利益面では営業損失が生じましたが、経費の見直しを徹底したことで営業損失額は前年同期より縮小しました。

これらの結果、七彩事業における売上高は19億94百万円（前年同期比28.4%増）、営業損失は27百万円（前年同期は営業損失3億12百万円）となりました。

⑤ その他

㈱ルシアンにつきましては、主力のインナーウェアやアウターウェアを展開する製品事業部は、主要販売チャネルの量販店市場で苦戦しましたが、刺繍糸やパッチワーク用生地を扱うアートホビー事業部やレース素材を扱うマテリアル事業部は、主力商材が堅調に推移しました。なお、当期は前期に整理した不採算事業の売上がなくなったため、ルシアン全体の売上は前年同期を下回りましたが、当初計画通りの進捗となりました。また利益面については、不採算事業の整理や経費削減が奏功し、営業利益は前年同期から改善しました。

これらの結果、その他における売上高は31億91百万円（前年同期比1503.5%増）、営業利益は83百万円（前年同期比112.8%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比して22億91百万円減少し、220億26百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費やたな卸資産の減少などにより、21百万円の収入(前年同期に比し4億87百万円の収入減)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の増加や有形固定資産の取得などにより18億82百万円の支出(前年同期に比し29億57百万円の支出増)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の増加があったものの、配当金の支払などにより、3億8百万円の支出(前年同期に比し34億91百万円の支出減)となりました。

(3) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた対処すべき課題はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、四半期報告書提出日(平成22年8月13日)において以下のように定めております。

イ 基本方針の内容

当社は、昭和24年の創立以来、「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを事業の目的とし、「世界のワコール」の実現を目標とした50年におよぶ長期経営計画に基づき、国内の女性インナーウェア市場の開拓から海外市場への進出、事業の確立に取り組んでまいりました。そして今日、女性インナーウェアのリーディング・カンパニーとして、国内外の多くの消費者から広く支持される企業ブランド「ワコール」を築き上げるに至っております。

当社の企業価値の源泉は、主に、(i)インティメートアパレル市場において長年にわたって培ってきた圧倒的な市場ポジショニングとブランド力、(ii)中長期的視野に立った人間科学研究の成果に基礎を置く高機能・高付加価値、そして魅力ある商品の開発力、(iii)優れた製品品質とそれを支える技術陣、高い生産性と優秀な縫製技術を有した世界的な生産・供給体制、(iv)当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、(v)充実した商品教育を受け豊富な販売経験を有する当社のビューティーアドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、(vi)リマンマ事業・ピンクリボン活動といった社会貢献活動の推進等を通じて築き上げられた社会からの評価等にあり、これら「ワコールの強み」が中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

ロ 取組みの具体的な内容

- ・ 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み
(企業価値向上のための取組み)

当社は、平成19年1月に、「中期経営計画'07~09」を策定し、この経営計画の下、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいりました。

また、更なる企業価値の向上に向けた中長期戦略を実行するための企業活性化プロジェクト「CAP21」を推進し、持株会社体制への移行、㈱ピーチ・ジョン及び㈱ルシアンの子会社化並びにインナーウェア卸事業以外の領域での事業拡大等を推進してきました。

当社は、今後も引き続き、上記イ記載の当社の「企業価値の源泉」である「ワコールの強み」に磨きをかけ、当社の目標である「女性に美しくなってもらおう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを念頭において、揺るぎの無い企業ブランド「ワコール」を築き上げるべく、平成22年3月に策定した「中期経営計画'10~12」の下、(i)グループ各社が連携し、各社の強みを発揮することにより、ワコールグループとしての総合力を高めること、(ii)グループ全体の収益額の確保とその拡大のため、国内インナーウェア卸事業を中心とした構造改革に取り組むとともに、成長分野である海外事業の拡大、また、インナーウェア卸事業以外の事業領域の拡大を加速すること、(iii)グループとしての経営体制を強化すること、(iv)CSRの遂行(コンプライアンスの徹底、IR活動、社会貢献活動等)の4項目を柱として、企業価値の向上に向けた事業運営に取り組んでいきます。

(コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み)

当社グループは、「株主」「顧客」をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

当社では、コーポレートガバナンスの強化に向けて、以下に示すとおり機関、体制を整備し、全社をあげて取り組んでおります。

当社の取締役会は、現在、取締役7名で構成され、経営方針、経営戦略などの重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っております。この取締役7名のうち、3名は独立性の高い社外取締役とし、経営・事業に関する深い経験と知識に基づいて、客観的立場からの助言・指導を受けています。また、取締役の任期は1年間とし、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化しております。更に、取締役に対する指名・昇格・報酬については、社外取締役をメンバーに含む「役員人事報酬諮問委員会」を設置し、透明性と公平性の高い運営を行っております。

当社は監査役制度を採用し、当社の監査役会は、現在、監査役5名で構成され、うち3名は社外監査役で構成し、経営に関する監視、監督機能を果たしております。

当社グループの中核事業会社である㈱ワコールにおいては、経営の監督と執行の分離を図るため、執行役員制を導入しており、その他のグループ内各社を含めて、「グループ管理規程」「グループ経理規程」を設け、グループ内各社は両規程に基づいた事業運営を行っております。

また、当社では、当社の取締役及び監査役で構成する「グループ経営会議」を設置し、中核事業会社である㈱ワコールの取締役・監査役及び常務執行役員で構成される「ワコール最高経営会議」との共催で、グループ経営戦略やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、及び当社の取締役会での審議事項の事前審査を行っております。

更に、「グループ経営会議」の傘下に、「四半期業績確認会議」を設置し、当社取締役・監査役及び当社グループの中核事業会社である㈱ワコールの取締役・監査役・執行役員が出席して、各事業会社・事業部門の四半期ごとの業績の確認を行っております。

この他に、全社委員会として、「企業倫理委員会」「情報開示委員会」「リスク管理委員会」及びその傘下に「コンプライアンス委員会」「品質保証審議会」「事故災害対策委員会」「情報セキュリティ対策委員会」「環境委員会」を設置し、各分野ごとの企業価値の向上及び損失の危機に関する対応に備えており、それぞれの活動状況については適宜当社取締役会において報告がなされております。

- ・ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の基本方針を決定し、同日開催の当社取締役会において具体的な対応策を決定しこれを導入しました。これらはいずれもその有効期間が約3年間の経過をもって満了したので、当社は、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、所要の変更を加えた上、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の基本方針(以下「本買収防衛

策基本方針」といいます。)の内容を決定するための議案のご承認を頂き、同日開催の当社取締役会において、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策(以下「本プラン」といいます。)を決定しこれを更新しました。

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為又はその提案(以下「買付等」といいます。)が行われた際、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)と協議・交渉等を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する買付等を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案(もしあれば)等が、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名の委員から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、(A)買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は(B)買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定められる割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定められる割合で、新株予約権を無償で割り当てます。また、独立委員会は、買付者等による買付等が上記(A)又は(B)のいずれかに該当すると判断する場合でも、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対してその旨勧告することができます。この場合、当社取締役会は、原則として、実務上可能な限り最短の期間で株主総会が開催できるように速やかに株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案を付議します。

上記の新株予約権は、1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等一定の者(以下「非適格者」といいます。)による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

当社取締役会は、上記新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する取締役会決議又は株主総会決議が行われた場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、本買収防衛策基本方針の有効期間と同様に、平成21年6月26日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更又は廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

株主の皆様には、新株予約権無償割当てが実施されない限り、直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従い新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。)

ハ 上記ロの取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、上記ロ記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、上記イ記載の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、有効期間が約3年間と定められた上、取締役会の決議により又は株主総会における本買収防衛策基本方針の廃止の決議の結果、いつでも廃止できるとされるなど株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されこれが充足されなければ新株予約権の無償割当ては実施されないものとしていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランによる新株予約権無償割当ての実施に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における研究開発費の金額は、2億11百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	143,378,085	143,378,085	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 (注)	株主としての権利内容 に制限のない、標準と なる株式であり、単元 株式数は1,000株であ ります。
計	143,378,085	143,378,085	—	—

(注) 米国ではADRによりNASDAQ市場で取引されています。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第1回新株予約権(平成20年7月30日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	36 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成20年9月2日から 平成40年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,138円 資本組入額 569円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につ
き同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」とい
う。)を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコーの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成39年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年9月2日から平成40年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

②第2回新株予約権（平成20年7月30日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	17 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	17,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成20年9月2日から 平成40年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,138円 資本組入額 569円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成39年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年9月2日から平成40年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

③第3回新株予約権（平成21年7月30日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	35 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	35,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成21年9月2日から 平成41年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,085円 資本組入額 543円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成40年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成40年9月2日から平成41年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

④第4回新株予約権（平成21年7月30日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	14 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成21年9月2日から 平成41年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,085円 資本組入額 543円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコーの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成40年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成40年9月2日から平成41年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	143,378	—	13,260	—	29,294

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,949,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
	（相互保有株式） 普通株式 230,000	—	
完全議決権株式（その他）	普通株式 140,028,000	140,028	同上
単元未満株式	普通株式 1,171,085	—	同上
発行済株式総数	143,378,085	—	—
総株主の議決権	—	140,028	—

②【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社ワコール ホールディングス	京都市南区吉祥院 中島町29番地	1,949,000	—	1,949,000	1.35
（相互保有株式） 株式会社ルシアン	京都市中京区烏丸 通六角下る七観音 町634番地	230,000	—	230,000	0.16
計	—	2,179,000	—	2,179,000	1.51

（注）当第1四半期会計期間末の自己保有株式数は、1,952,836株であり、相互保有株式数は230,000株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高（円）	1,240	1,202	1,162
最低（円）	1,150	1,011	1,012

（注）最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)の四半期連結財務諸表は改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、また、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)の四半期連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第73号)附則第6条に基づき改正前の四半期連結財務諸表規則第93条の規定により、米国において一般に認められている会計原則による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

区分	注記番号	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日現在)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び現金同等物		22,026		24,317	
2 定期預金		920		—	
3 有価証券	(注記2-A, L, M)	6,474		6,529	
4 売掛債権					
受取手形		718		469	
売掛金		21,497		21,116	
		22,215		21,585	
返品調整引当金及び 貸倒引当金		△2,528	19,687	△1,972	19,613
5 たな卸資産	(注記2-B)		31,614		32,103
6 繰延税金資産			4,146		4,595
7 その他の流動資産	(注記2-L, M)		3,242		2,776
流動資産合計			88,109		89,933
			40.2		40.3
II 有形固定資産					
1 土地	(注記2-E)		21,966		22,012
2 建物及び構築物	(注記2-E)		61,683		61,585
3 機械装置・車両運搬具 及び工具器具備品			14,830		14,773
4 建設仮勘定			273		103
			98,752		98,473
5 減価償却累計額			△47,070		△46,653
有形固定資産合計			51,682		51,820
			23.6		23.2
III その他の資産					
1 関連会社投資	(注記2-C)		15,374		14,769
2 投資	(注記2-A, L, M)		32,648		35,828
3 のれん	(注記2-D)		11,203		11,203
4 その他の無形固定資産	(注記2-D)		12,177		12,351
5 前払年金費用			571		263
6 繰延税金資産			1,042		935
7 その他			6,219		6,285
その他の資産合計			79,234		81,634
資産合計			219,025		223,387
			100.0		100.0

区分	注記番号	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日現在)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日現在)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
I 流動負債	(注記 2-E)					
1 短期借入金			10,490	7,941		
2 買掛債務						
支払手形		1,690		2,174		
買掛金		8,893		9,161		
未払金	4,486	15,069	5,975	17,310		
3 未払給料及び賞与	(注記2-L, M)		4,825	5,927		
4 未払税金			728	2,105		
5 その他の流動負債			4,203	2,400		
流動負債合計			35,315	16.1	35,683	16.0
II 固定負債						
1 退職給付引当金	(注記 2-E)		2,217	2,269		
2 繰延税金負債			8,058	9,380		
3 その他の固定負債			2,559	2,502		
固定負債合計			12,834	5.9	14,151	6.3
負債合計			48,149	22.0	49,834	22.3
契約債務及び偶発債務	(注記2-E, F)					
(資本の部)						
I 資本金	(注記 2-J)		13,260	13,260		
会社が発行する株式の総数 (普通株式)						
平成22年6月30日現在						
500,000,000株						
平成22年3月31日現在						
500,000,000株						
発行済株式総数						
平成22年6月30日現在						
143,378,085株						
平成22年3月31日現在						
143,378,085株						
II 資本剰余金			29,365	29,366		
III 利益剰余金			135,395	137,155		
IV その他の包括損益累計額						
為替換算調整額		△7,040		△7,505		
未実現有価証券評価益		2,203		3,669		
年金債務調整勘定		△1,699	△6,536	△1,783	△5,619	
V 自己株式			△2,526	△2,532		
自己株式の数(普通株式)						
平成22年6月30日現在						
2,182,836株						
平成22年3月31日現在						
2,179,739株						
株主資本合計	(注記2-H, P)		168,958	171,630	76.8	
VI 非支配持分	(注記 2-H)		1,918	1,923	0.9	
資本合計			170,876	173,553	77.7	
負債及び資本合計			219,025	223,387	100.0	

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

区分	注記番号	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
I 売上高			37,741	100.0	40,989	100.0
II 営業費用						
売上原価	(注記2-G, I)	17,625		19,519		
販売費及び一般管理費	(注記2-G, I, J)	19,083		19,096		
固定資産除売却損益(純額)		13	36,721	△127	38,488	93.9
営業利益			1,020	2.7	2,501	6.1
III その他の収益・費用(△)						
受取利息		42		23		
支払利息		△26		△29		
受取配当金		361		351		
有価証券・投資有価証券 売却益及び交換益	(注記2-A)	2		—		
有価証券・投資有価証券 評価損	(注記2-A)	△1,135		△960		
その他の損益(純額)	(注記2-M)	26	△730	△1.9	8	△1.5
税引前四半期純利益			290	0.8	1,894	4.6
法人税等			28	0.1	1,032	2.5
持分法による投資損益及び 非支配持分帰属損益調整前 四半期純利益			262	0.7	862	2.1
持分法による投資損益	(注記2-C)		283	0.7	262	0.6
四半期純利益			545	1.4	1,124	2.7
非支配持分帰属利益			△15	△0.0	△60	△0.1
当社株主に帰属する 四半期純損益			530	1.4	1,064	2.6
普通株式1株当たり情報	(注記2-K)					
当社株主に帰属する四半期純利益						
基本的			3.77円		7.54円	
潜在株式調整後			3.77円		7.53円	

(3) 【四半期連結包括損益計算書】

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
I 四半期純利益			545		1,124
II その他の包括損益(税引後)	(注記 2-H)				
為替換算調整額					
四半期発生額			1,520		473
未実現有価証券評価損益					
四半期発生額		2,590		△1,789	
再組替調整額		658	3,248	320	△1,469
年金債務調整勘定					
再組替調整額			1,231		84
			5,999		△912
四半期包括損益合計			6,544		212
非支配持分帰属四半期包括損益			△74		△65
当社株主に帰属する四半期包括損益			6,470		147

(4) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記番号	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー					
1 四半期純利益			545		1,124
2 営業活動によるキャッシュ・フローへの調整					
(1) 減価償却費		1,103		1,122	
(2) 返品調整引当金及び貸倒引当金		577		552	
(3) 繰延税金		△637		△49	
(4) 固定資産除売却損益		13		△127	
(5) 有価証券・投資有価証券評価損	(注記 2-A)	1,135		960	
(6) 有価証券・投資有価証券売却益及び交換益	(注記 2-A)	△2		-	
(7) 持分法による投資損益(受取配当金控除後)		△91		△57	
(8) 資産及び負債の増減					
売掛債権の減少(△増加)		1,293		△596	
たな卸資産の減少(△増加)		△997		537	
その他の流動資産等の増加		△538		△462	
買掛債務の減少		△2,070		△2,035	
退職給付引当金の増加(△減少)		86		△215	
その他の負債等の増加(△減少)		213		△793	
(9) その他		△122	△37	60	△1,103
営業活動によるキャッシュ・フロー			508		21
II 投資活動によるキャッシュ・フロー					
1 定期預金の増加			-		△897
2 有価証券の売却及び償還収入			4,383		-
3 有価証券の取得			△1,500		-
4 有形固定資産の売却収入			49		205
5 有形固定資産の取得			△1,049		△703
6 無形固定資産の取得	(注記 2-D)		△703		△228
7 投資の取得			△40		△270
8 その他			△65		11
投資活動によるキャッシュ・フロー			1,075		△1,882
III 財務活動によるキャッシュ・フロー					
1 短期借入金の純増減額			△288		2,537
2 長期債務の返済			-		△17
3 自己株式の取得			0		△4
4 配当金の支払			△3,511		△2,824
財務活動によるキャッシュ・フロー			△3,799		△308
IV 為替変動による現金及び現金同等物への影響額			472		△122
V 現金及び現金同等物の減少額			△1,744		△2,291
VI 現金及び現金同等物の期首残高			22,939		24,317
VII 現金及び現金同等物の四半期末残高			21,195		22,026

補足情報

現金支払額					
利息			25		29
法人税等			692		2,104

四半期連結財務諸表に関する注記

1 四半期連結会計方針

A 四半期連結財務諸表作成の基準

(1) 四半期連結財務諸表は、米国預託証券の発行に関して要請された、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」という）に準拠して作成しております。従って我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「日本における会計原則」という）に準拠して作成する場合はその内容が異なっております。

(2) 会計基準上の主要な相違の内容

イ 有価証券及び投資

「日本における会計原則」では、有価証券及び投資は「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日企業会計審議会）を適用しておりますが、「米国会計原則」では、米国財務会計基準審議会会計基準書320「投資－負債及び持分証券」の規定に準拠して、市場性のある有価証券及び投資を「売却可能有価証券」に分類し、公正価値により評価しております。有価証券及び投資の価値の下落が一時的であるかどうかを下落の期間や程度、発行体の財政状態や業績の見通し、及び公正価値の回復が予想される十分な期間にわたって保有する意思等をもとに判断し、一時的でないと判断された場合には、帳簿価額と公正価値の差を評価損として認識しております。市場性のある有価証券の売却損益は移動平均法による取得原価に基づいて算出しております。なお、未実現評価損益は、税効果調整後の金額で資本の部のその他の包括損益累計額に区分表示しております。

また、市場性のない有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。

ロ 土地等圧縮記帳

「日本における会計原則」では、買換資産等について直接減額の方法により圧縮記帳しておりますが、「米国会計原則」では圧縮記帳した額は土地等の取得価額に加算し、かつ税効果調整後、利益剰余金に計上しております。

ハ 長期性資産の減損

「日本における会計原則」では、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しておりますが、「米国会計原則」では、米国財務会計基準審議会会計基準書360「資産の減損」の規定に準拠して、減損の兆候を示す事象や状況の変化が生じていると判断される場合には、帳簿価額が公正価値を上回る額を減損損失として認識しております。

当第1四半期連結結果計期間においては、認識すべき減損損失は発生しておりません。

ニ のれん及びその他の無形固定資産

「米国会計原則」では、取得価額が取得した事業の純資産価額を超える部分については、のれんとして計上しております。耐用年数が確定できないのれん及びその他の無形固定資産については、少なくとも1年に一回、あるいは減損の判定が必要となる兆候が発生した場合に減損の判定を行っております。のれんは主にそれが含まれる事業が属するオペレーティング・セグメント等の報告単位に配分され、減損の判定が行われます。減損の判定に際しては、報告単位の帳簿価額を公正価値と比較しております。のれんが減損していると判断した場合には、帳簿価額が公正価値を上回る金額について減損損失として認識しております。

また、耐用年数が確定できないその他の無形固定資産の減損の判定に際しては、その帳簿価額を公正価値と比較しております。その他の無形固定資産が減損していると判断した場合には、帳簿価額が公正価値を上回る金額について減損損失として認識しております。

耐用年数が見積り可能なその他の無形固定資産は、主に顧客関係及びソフトウェアから構成されており、見積耐用年数にわたり定額法により償却を行っております。

見積耐用年数は次のとおりであります。

顧客名簿	7年
ソフトウェア	5年

ホ 未使用有給休暇

「米国会計原則」では、米国財務会計基準審議会会計基準書710「報酬」の規定に準拠して、従業員の期末現在における未使用有給休暇に対応する人件費負担相当額を未払給料及び賞与に計上しております。

へ 退職給付引当金

「日本における会計原則」では「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）を適用しておりますが、「米国会計原則」では、米国財務会計基準審議会会計基準書715「報酬－退職給付」に規定する金額を計上しております。なお、数理差異については、平均残存勤務年数で定率償却しており、過去勤務債務については、平均残存勤務年数で定額償却しております。

一会計期間のすべての清算費用の合計が純期間年金費用の中の勤務費用と利息費用の合計額を超えない場合には、年金債務の清算に係る損益を認識しておりません。

ト 新株予約権付社債

新株予約権付社債は、新株予約権が社債と分離可能であるため、米国財務会計基準審議会会計基準書470「負債」の規定に基づいて新株予約権の公正価値を社債から減額して税効果調整後の金額を資本剰余金に計上しております。

チ 新株発行費用

「日本における会計原則」では、新株発行費用は発行時に全額費用処理しておりますが、「米国会計原則」では、新株発行費用は資本取引により発生する費用とみなされ株式払込剰余金の控除項目とされているため、税効果調整後、資本剰余金から控除しております。

リ 社債発行費用

「日本における会計原則」では、転換社債発行費用は発行時に全額費用処理しておりますが、「米国会計原則」では株式に転換した部分に対応する未償却残高を税効果調整後、資本剰余金より控除しております。

(3) その他の主要な相違の内容

イ 「日本における会計原則」では特別損益として表示される固定資産除売却損益及び固定資産減損損失は、四半期連結財務諸表上は営業費用として表示し、投資有価証券売却損益等は、その他の収益・費用に表示しております。

ロ 米国会計基準審議会会計基準書220「包括損益」は包括損益及びその構成要素を四半期財務諸表において開示することを要求しておりますので、四半期連結財務諸表もこれに従って「四半期連結包括損益計算書」を作成しております。

ハ 四半期連結損益計算書の下段に普通株式1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益を表示しております。なお、1株当たりの純資産の開示は「米国会計原則」では要求されておりませんが、「四半期連結財務諸表規則」に基づく額は、当第1四半期1,196.63円、平成22年3月期1,215.52円であります。

B 連結の範囲

連結子会社の数は、当第1四半期及び平成22年3月期において、それぞれ49社及び47社であります。

C 持分法の適用

持分法適用の関連会社の数は、当第1四半期及び平成22年3月期において、いずれも9社であり、当第1四半期連結累計期間における持分法適用関連会社の範囲に変更はありません。

D 子会社の事業年度

(株)ピーチ・ジョン等国内子会社2社の第1四半期決算日は5月31日であり、WACOAL INTERNATIONAL CORP. 他在外子会社25社の第1四半期決算日は3月31日であります。当該四半期決算日の四半期財務諸表を用いて四半期連結財務諸表を作成しております。

これらの子会社の第1四半期決算日と四半期連結決算日である6月30日との差異期間において、財政状態及び経営成績に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

E 会計処理基準

四半期連結財務諸表の作成に当たって採用した主要な会計処理基準は、「注記1-A-(2) 会計基準上の主要な相違の内容」及び「注記1-A-(3) その他の主要な相違の内容」に記載した事項を除き次のとおりであります。

(1) 新会計基準

公正価値の測定

平成22年1月に、米国財務会計基準審議会は公正価値の測定に関する追加的な開示規定を公表しました。この規定では、資産と負債の各区分について、さらに細分化したクラス別の公正価値の開示を要求しております。クラスは通常、連結貸借対照表の資産・負債科目よりも詳細な単位であります。またレベル1とレベル2の間の振替のうち金額的重要性があるものについて開示を要求しており、レベル3の金額の変動についても、より詳細な開示を要求しております。

この規定はレベル3に関する規定を除き、平成21年12月15日より後に開始する四半期及び連結会計年度より適用しております。またレベル3に関する規定は平成22年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期より適用になります。この規定は開示に係る規定であり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありません。

連結財務諸表における非支配持分

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準書810「連結」（旧米国財務会計基準審議会基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—会計調査公報第51号の改訂」）を公表しました。会計基準書810は、親会社以外が所有する子会社の持分、親会社及び非支配持分に帰属する連結当期純利益の金額、親会社持分の変動、及び子会社が連結対象外となった場合の非支配持分の評価に関する会計処理及び報告基準を規定しております。会計基準書810は親会社持分と非支配持分を明確に識別し、区分できる開示上の要求事項を規定しております。会計基準書810は平成20年12月15日以降に開始する連結会計年度より適用されております。当社グループは、平成21年4月1日に開始する第1四半期より会計基準書810を適用しました。これにより、連結貸借対照表において、従来負債の部と資本の部の中間に表示していた少数株主持分を非支配持分として資本の部に含めて表示し、連結損益計算書においては、当期純利益を当社株主に帰属する金額と、非支配持分に帰属する金額とに区分して表示しております。

(2) 表示方法の変更

当第1四半期の表示方法に一致させるため、過年度の連結財務諸表の一部について組替を行っております。

なお、平成22年3月期の有価証券報告書に記載の会計処理基準から変更ありません。

2 主な科目の内訳及び内容の説明

A 市場性ある有価証券及び投資

有価証券及び投資に含まれる市場性のある有価証券は、売却可能有価証券によって構成されております。売却可能有価証券に関して、平成22年6月30日及び平成22年3月31日における有価証券の種類ごとの取得価額、総未実現利益及び損失、公正価値は以下のとおりであります。

平成22年6月30日				
	取得原価 (百万円)	総未実現利益 (百万円)	総未実現損失 (百万円)	公正価値 (百万円)
有価証券				
国債・地方債	1,160	8	—	1,168
社債	1,885	11	33	1,863
金融機関債	100	—	—	100
投資信託	3,229	129	15	3,343
計	6,374	148	48	6,474
投資				
株式	23,167	6,601	298	29,470
計	23,167	6,601	298	29,470

平成22年3月31日				
	取得原価 (百万円)	総未実現利益 (百万円)	総未実現損失 (百万円)	公正価値 (百万円)
有価証券				
国債・地方債	1,160	10	—	1,170
社債	1,885	12	42	1,855
金融機関債	100	0	—	100
投資信託	3,229	176	1	3,404
計	6,374	198	43	6,529
投資				
株式	23,841	9,415	604	32,652
計	23,841	9,415	604	32,652

公正価値が帳簿価額を下回っている期間が12ヶ月以上の市場性のある有価証券はありません。公正価値が帳簿価額を継続的に下回っている期間が12ヶ月未満の市場性のある有価証券の公正価値及び未実現損失は以下のとおりであります。

	平成22年6月30日		平成22年3月31日	
	公正価値 (百万円)	総未実現損失 (百万円)	公正価値 (百万円)	総未実現損失 (百万円)
有価証券				
社債	652	33	643	42
投資信託	826	15	44	1
計	1,478	48	687	43
投資				
株式	4,117	298	3,867	604
計	4,117	298	3,867	604

売却可能有価証券として区分された負債証券及び投資信託の満期情報は以下のとおりであります。

	平成22年6月30日		平成22年3月31日	
	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)
1年以内	2,411	2,484	2,684	2,739
5年以内	1,946	1,981	1,673	1,698
10年以内	958	928	958	976
10年超	1,059	1,081	1,059	1,116
計	6,374	6,474	6,374	6,529

売却可能有価証券の売却収入額は、前第1四半期連結累計期間で795百万円であり、当第1四半期連結累計期間は発生しておりません。前第1四半期連結累計期間の総実現利益は、4百万円であり、当第1四半期連結累計期間は発生しておりません。総実現損失は、前第1四半期連結累計期間で2百万円であり、第1四半期連結累計期間は発生しておりません。

市場性のある有価証券の評価損は、前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、それぞれ1,121百万円及び955百万円であります。

市場性のない有価証券への投資は、公正価値を容易に算定することができないため取得原価で計上しており、平成22年6月30日及び平成22年3月31日において、それぞれ合計で3,082百万円及び3,085百万円となります。これらの投資については、毎年あるいは必要となる事象が生じた場合に、一時的でない減損についての判定を行っております。

米国の子会社は、非適格報酬繰延制度を採用し、投資信託契約を行っております。これに伴い、いくつかの投資信託から構成される投資が、平成22年6月30日及び平成22年3月31日において、それぞれ96百万円及び91百万円計上されています。

B たな卸資産

たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	平成22年6月30日	平成22年3月31日
製品及び商品	27,493百万円	27,752百万円
仕掛品	2,922	3,263
原材料	1,199	1,088
計	31,614	32,103

C 関連会社投資

投資先に対して、支配はしていないが重要な影響を及ぼすことができる投資については、持分法による会計処理を行っております。持分法による会計処理が妥当であるかどうかを決定するにあたっては他の要因も考慮されますが、一般的に当社グループが20%以上50%以下の議決権のある株式を所有している会社については、重要な影響力が存在するとみなしております。この要件を満たす投資先については、連結財務諸表上“関連会社投資”と表記し、持分法による会計処理を行っております。持分法においては、各社の最新の財務諸表を基に持分比率に応じた損益を計上しております。

平成22年6月30日及び平成22年3月31日における主要な関連会社とその持分比率は次のとおりであります。

	平成22年6月30日	平成22年3月31日
THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.	34%	34%
(株)新栄ワコール	25	25
INDONESIA WACOAL CO., LTD.	42	42
台湾華歌爾股份有限公司	50	50
(株)ハウス オブ ローゼ	20	20

平成22年6月30日及び平成22年3月31日における、関連会社に対する投資のうち市場性のある株式の連結貸借対照表計上額の合計と時価の合計は以下のとおりであります。

	平成22年6月30日	平成22年3月31日
帳簿価額	9,130百万円	8,814百万円
時価総額	7,210	7,768

D のれん及びその他の無形固定資産

当第1四半期連結累計期間に取得した無形固定資産は228百万円であり、主にソフトウェア217百万円であります。平成22年6月30日及び平成22年3月31日における、のれんを除く無形固定資産は以下のとおりであります。

	平成22年6月30日		平成22年3月31日	
	取得価額	償却累計額及び減損損失累計額	取得価額	償却累計額及び減損損失累計額
償却対象				
顧客名簿	3,361百万円	2,052百万円	3,361百万円	1,983百万円
ソフトウェア	7,202	2,674	7,486	2,851
その他	1,331	407	1,326	404
計	11,894	5,133	12,173	5,238
非償却対象				
商標権	5,316		5,316	
その他	100		100	
計	5,416		5,416	

無形固定資産に係る前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の償却費の総額と、平成23年3月期以降の償却費の見込額は以下のとおりであります。

償却費総額

前第1四半期	
連結累計期間	385百万円
当第1四半期	
連結累計期間	431百万円

償却費見込額

平成23年3月期	1,546
平成24年3月期	1,434
平成25年3月期	1,250
平成26年3月期	1,022
平成27年3月期	770
計	<u>6,022</u>

当第1四半期連結累計期間において、のれんの帳簿価額に変動はありませんでした。

E 短期借入金及び長期債務

当第1四半期会計期間末において(株)ルシアンが担保に供している資産は以下のとおりであります。

	帳簿価額
土地	803百万円
建物	493
計	<u>1,296</u>

これらの担保に供している資産に対応する債務は以下のとおりであります。

短期借入金（1年以内返済予定長期借入金含む）	3,262百万円
長期債務（長期借入金）	60
計	<u>3,322</u>

上記以外の借入金については担保を提供しておりません。

F リース取引

当社グループは、オペレーティング・リース契約により、大部分の直営店舗や一部の製品配送センター、その他の設備等を賃借しております。大部分のリース契約は自動更新条項を含んでおり、リース契約開始時の取り決めに従い、当初のリース期間を延長することが可能となっております。

平成22年6月30日における解約不能のオペレーティング・リースに係る最低賃借料は以下のとおりであります。

平成23年3月期	780百万円
平成24年3月期	765
平成25年3月期	619
平成26年3月期	209
平成27年3月期	209
平成28年3月期以降	918
計	<u>3,500</u>

オペレーティング・リース賃借料総額は、前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間においてそれぞれ、1,207百万円及び1,285百万円であります。

G 退職金及び退職年金

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における、期間退職金費用は以下の項目から構成されております。

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間
期間退職金費用		
勤務費用	193百万円	215百万円
利息費用	191	178
年金資産の長期期待運用収益	△176	△189
数理差異及び過去勤務債務の償却額	290	142
計	<u>498</u>	<u>346</u>

当第1四半期累計期間において、子会社数社は複数事業主制度に加入しており、それらの子会社の制度脱退の蓋然性を検討した結果、一部の子会社につき、脱退に伴う一時金見込額651百万円を引き当てております。

H 資本

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における、四半期連結貸借対照表の株主資本、非支配持分及び資本合計の帳簿価額の変動は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間		
	株主資本	非支配持分	資本合計
期首残高	165,873百万円	2,094百万円	167,967百万円
当社株主への現金配当	△3,511	—	△3,511
非支配持分への現金配当	—	△76	△76
自己株式の取得	—	—	—
その他	11	—	11
包括損益			
四半期純利益	530	15	545
その他の包括損益（税引後）			
為替換算調整勘定	1,465	55	1,520
未実現有価証券評価損益	3,244	4	3,248
年金債務調整勘定	1,231	—	1,231
四半期包括損益合計	6,470	74	6,544
四半期末残高	168,843	2,092	170,935
	当第1四半期連結累計期間		
	株主資本	非支配持分	資本合計
期首残高	171,630百万円	1,923百万円	173,553百万円
当社株主への現金配当	△2,824	—	△2,824
非支配持分への現金配当	—	△70	△70
自己株式の取得	△4	—	△4
自己株式の売却	10	—	10
その他	△1	—	△1
包括損益			
四半期純利益	1,064	60	1,124
その他の包括損益（税引後）			
為替換算調整勘定	465	8	473
未実現有価証券評価損益	△1,466	△3	△1,469
年金債務調整勘定	84	—	84
四半期包括損益合計	147	65	212
四半期末残高	168,958	1,918	170,876

I 研究開発費

研究開発費は発生時に費用計上し、売上原価、販売費及び一般管理費に含めて処理しております。前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の研究開発費計上額は、それぞれ180百万円及び211百万円であります。

J 株式報酬制度

当社は、当社及び当社子会社である㈱ワコールの取締役（社外取締役は除く）を対象に、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的として、新株予約権を割り当てる株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。付与対象者は、新株予約権を行使することにより株式1株当たりの払込金額を1円とした新株予約権1個当たり当社の普通株式1,000株の交付を受けることができます。株式報酬費用は、付与日の公正価値で見積もられ、受給権確定期間にわたって費用配分しております。

新株予約権は、取締役委任期間1年間で比例的に確定し、当社及び㈱ワコールの取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日より5年が経過する日、もしくは付与日から20年を経過する日のいずれか早く到来する日までの間行使可能であります。

なお、当第1四半期連結累計期間に新たに付与されたストックオプションはありません。

平成22年6月30日現在のストックオプションの増減は以下のとおりであります。

	株数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 残存期間 (年)	本源的 価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	102,000	1		
当期付与	—	—		
当期権利行使	—	—		
当期失効	—	—		
第1四半期末現在未行使残高	102,000	1	16.7	113
第1四半期末現在行使可能残高	15,000	1	4.8	17

販売費及び一般管理費に計上された株式報酬費用は、前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、それぞれ11百万円及び9百万円であります。

平成22年6月30日現在で、権利が確定していない新株予約権に関連する未認識費用は、発生しておりません。

K 1株当たり情報

1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益は、社外流通株式の加重平均株式数に基づき算出しております。潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益は、ストックオプションが行使され発行済株式数が増加した場合の希薄化への影響を考慮して算出されております。

	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
純利益（分子）		
当社株主に帰属する四半期純利益	530百万円	1,064百万円
株式数（分母）		
基本的1株当たり純利益算定のための加重平均株式数	140,450,497株	141,196,784株
ストックオプションの付与による希薄化の影響	52,086	101,826
希薄化後の1株当たり純利益算定のための平均株式数	140,502,583	141,298,610

L 金融商品
公正価値

平成22年 6月30日

	帳簿価額	公正価値
資産		
有価証券（注記2-A）	6,474百万円	6,474百万円
投資（注記2-A）	29,566	29,566
金融派生商品	4	4
資産合計	36,044	36,044
負債		
金融派生商品	△113	△113

平成22年 3月31日

	帳簿価額	公正価値
資産		
有価証券（注記2-A）	6,529百万円	6,529百万円
投資（注記2-A）	32,743	32,743
金融派生商品	61	61
資産合計	39,333	39,333
負債		
金融派生商品	△78	△78

その他の金融商品は、残存期間が短いため、連結貸借対照表計上額と公正価値とは概ね等しくなっております。

金融派生商品

当社グループは、外国為替の変動に伴うリスクにさらされており、これらのリスクを管理するために為替予約契約を使用しております。これらの為替予約契約をヘッジとして指定していないため、公正価値の変動は当期の損益として計上しております。

見積りの使用

公正価値の見積りは、関連する市場や金融商品についての情報をもとに、特定の時点において行われております。これらの見積りは当社が実施しており、不確実性で見積りに係る当社の重要な判断を含んでいるため、精緻に計算することはできません。前提条件の変更により、当該見積りに重要な影響を与える可能性があります。

リスクの集中

当社グループの事業は、主として日本の小売業界における多数の取引先に対する婦人下着の販売によって構成されており、その取引先には大手の百貨店、量販店及びその他の一般小売店等が含まれております。

M 公正価値の測定

米国財務会計基準審議会会計基準書820「公正価値による測定及び開示」は、公正価値を「測定日における市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却して受け取る、あるいは負債を移転するために支払う価格」と定義し、公正価値をその測定のために使用するインプットの内容に応じて3つのレベルに区分することを規定しております。各レベルの内容は以下のとおりであります。

- ・レベル1・・・測定日現在において入手可能な活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格
- ・レベル2・・・レベル1に含まれる公表価格以外で、直接的又は間接的に観察可能なインプット
- ・レベル3・・・観察不能なインプット

平成22年6月30日及び平成22年3月31日において、当社グループが保有する継続的に公正価値で評価を行っている金融資産及び負債の内訳は以下のとおりであります。

平成22年6月30日				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
有価証券				
国債	1,158百万円	－百万円	－百万円	1,158百万円
地方債	－	10	－	10
社債	－	1,863	－	1,863
金融機関債	－	100	－	100
投資信託	－	3,343	－	3,343
小計	1,158	5,316	－	6,474
投資				
株式	29,566	－	－	29,566
金融派生商品				
為替予約	－	4	－	4
資産合計	30,724	5,320	－	36,044
負債				
金融派生商品				
為替予約	－	△113	－	△113
平成22年3月31日				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
有価証券				
国債	1,160百万円	－百万円	－百万円	1,160百万円
地方債	－	10	－	10
社債	－	1,855	－	1,855
金融機関債	－	100	－	100
投資信託	－	3,404	－	3,404
小計	1,160	5,369	－	6,529
投資				
株式	32,743	－	－	32,743
金融派生商品				
為替予約	－	61	－	61
資産合計	33,903	5,430	－	39,333
負債				
金融派生商品				
為替予約	－	△78	－	△78

レベル1の有価証券と投資は、十分な取引量と頻度のある活発な市場における未調整の公表価格により評価しております。またレベル2の有価証券については、金融機関等により評価された市場価格に基づく評価額を使用しております。「注記2-A 市場性のある有価証券及び投資」に記載のとおり、有価証券及び投資の公正価値の下落が一時的でないと判断された場合に、評価損を計上しております。

金融派生商品は、主に為替予約であり、金融機関等の取引相手方から入手した時価により評価しております。当社が保有する為替予約についてはヘッジとして指定していないため、公正価値の変動は損益として計上しております。

前第1四半期連結累計期間においては12百万円をその他の収益に、当第1四半期連結累計期間においては92百万円をその他の費用として計上し、その他の損益（純額）に含めて表示しております。

また当社は、連結貸借対照表上、金融派生商品を公正価値で評価した金額を計上しており、平成22年3月期においてはその他の流動資産に61百万円、その他の流動負債に78百万円、当第1四半期においては、その他の流動資産に4百万円、その他の流動負債に113百万円計上しております。

N 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月11日 取締役会	普通株式	2,828	20.00	平成22年3月31日	平成22年6月7日	利益剰余金

O セグメント情報

当該セグメント情報は、当社を含む特定の外国登録企業において、米国証券取引法（1934年法）に基づき、米国証券取引委員会へのファイリングにあたり、米国会計原則でのセグメント開示を免除されていたため、従来、連結財務諸表規則に基づくものを開示しておりました。しかし、平成20年9月に、米国証券取引委員会が「外国発行会社の報告強化」規制を発行したことにより、他の規制と同様、外国登録企業が米国会計原則に基づくセグメント開示を省略することができる規定が削除されました。この規定は、平成21年12月15日以降に終了する連結会計年度より適用になり、当社は前連結会計年度より、米国財務会計基準審議会会計基準書280「セグメント報告」を適用しております。

前第1四半期連結累計期間

四半期連結財務諸表規則に基づく前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は次のとおりです。

(1) 事業の種類別セグメント情報

	繊維製品 及び関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
(1) 外部顧客に対する売上高	35,678	2,063	37,741	—	37,741
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	768	768	(768)	—
計	35,678	2,831	38,509	(768)	37,741
営業利益又は営業損失(△)	1,690	△379	1,311	(291)	1,020

(注) 1 事業区分は、製品をその種類・性質・販売市場の類似性により、繊維製品及び関連製品とその他に区分しております。

2 各事業の主な製品

繊維製品及び関連製品……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レグニット他

その他……マネキン人形、店舗設計・施工、飲食・文化・サービス他

(2) 所在地別セグメント情報

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する売上高	33,102	2,044	2,595	37,741	—	37,741
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	388	2,251	—	2,639	(2,639)	—
計	33,490	4,295	2,595	40,380	(2,639)	37,741
営業利益	752	443	116	1,311	(291)	1,020

(注) 1 国又は地域の区分の方法は地理的近接度によっております。

- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 アジア……東アジア及び東南アジア諸国
 欧米……北米及びヨーロッパ諸国

(3) 海外売上高

	アジア	欧米	計
I 海外売上高 (百万円)	2,044	2,595	4,639
II 連結売上高 (百万円)	—	—	37,741
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合	5.4%	6.9%	12.3%

(注) 各区分に属する主な国又は地域

- アジア……東アジア及び東南アジア諸国
 欧米……北米及びヨーロッパ諸国

当第1四半期連結累計期間

会計基準書280は、企業のオペレーティング・セグメントに関する情報の開示を規定しており、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分に関する意思決定や業績評価を行うために区分した企業の構成単位に関する情報を開示することを要求しております。当社グループの報告セグメントは、ワコール事業（国内）、ピーチ・ジョン事業、ワコール事業（海外）、七彩事業及びその他であります。各報告セグメントで採用されている会計方針は、「注記1 四半期連結会計方針」に記載されているものと同様であります。

なお、前第1四半期連結累計期間について、会計基準書280で要求されるセグメント情報を補足開示しております。

(1) オペレーティング・セグメント情報

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	七彩事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
(1) 外部顧客に対する売上高	28,233	3,166	4,590	1,553	199	37,741	—	37,741
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	495	4	1,580	226	401	2,706	(2,706)	—
計	28,728	3,170	6,170	1,779	600	40,447	(2,706)	37,741
営業利益 (△損失)	953	△54	394	△312	39	1,020	—	1,020

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

	ワコール事業 (国内) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	七彩事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
(1) 外部顧客に対する売上高	27,528	3,023	5,253	1,994	3,191	40,989	—	40,989
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	685	10	1,493	221	842	3,251	(3,251)	—
計	28,213	3,033	6,746	2,215	4,033	44,240	(3,251)	40,989
営業利益（△損失）	2,000	△198	643	△27	83	2,501	—	2,501

(注) 各事業の主な製品

ワコール事業（国内）……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他

ピーチ・ジョン事業……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、その他繊維関連商品他

ワコール事業（海外）……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他

七彩事業……マネキン人形、店舗設計・施工他

その他……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、その他繊維関連商品他

P 後発事象

当社は、平成22年7月30日開催の取締役会において、以下の内容で新株予約権を発行する旨決議いたしました。

イ) 当社取締役に対するストックオプション

1. 募集新株予約権の名称 株式会社ワコールホールディングス第5回新株予約権
2. 募集新株予約権の総数 35個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成22年9月2日から平成42年9月1日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併

につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記8.に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11.に準じて決定する。
10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の募集新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社及び株式会社ワコールの取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時(以下、「地位喪失日」という。)から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記5.の期間の終了日又は地位喪失日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、上記5.の期間内において、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、上記9.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成41年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成41年9月2日から平成42年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法
次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 平成22年9月1日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格 (X) : 1円
- (4) 予想残存期間 (T) : 3年7ヶ月間
- (5) 株価変動性 (σ) : 3年7ヶ月間 (平成19年2月1日から平成22年8月31日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (過去12ヶ月の実績配当金 (平成22年3月期配当金)) ÷ 上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N(・))

※上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

※当社は対象者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成22年9月1日

14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は平成22年9月1日とする。

15. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役4名に35個を割り当てる。

ロ) 当社の子会社である株式会社ワコールの取締役に対するストックオプション

1. 募集新株予約権の名称 株式会社ワコールホールディングス第6回新株予約権

2. 募集新株予約権の総数 11個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者 (以下、「新株予約権者」という。) に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間
平成22年9月2日から平成42年9月1日まで
6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限
譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
8. 募集新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
9. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の募集新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社及び株式会社ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記5.の期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、上記5.の期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、上記9.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が平成41年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成41年9月2日から平成42年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
12. 募集新株予約権の払込金額
募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。
※職務遂行の対価として割り当てるものであり、対象者に特に有利な条件となるものではない。
13. 募集新株予約権を割り当てる日
平成22年9月1日
14. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社子会社である株式会社ワコールの取締役3名に11個を割り当てる。

2 【その他】

平成22年5月11日開催の取締役会において、平成22年3月31日現在の株主に対して、第62期の期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	2,828百万円
1株当たりの金額	20円00銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成22年6月7日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

株式会社ワコールホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大西 康弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下井田晶代 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコールホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（四半期連結財務諸表に関する注記1参照）に準拠して、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。ただし、四半期連結財務諸表注記1に記載のとおり、セグメント情報については、米国財務会計基準審議会基準書第131号にかえて、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第15条に準拠して作成されている。

追記情報

四半期連結財務諸表に関する注記1に記載のとおり、会社は平成21年4月1日以後開始する四半期会計期間及び四半期連結累計期間から米国財務会計基準審議会基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—会計調査公報第51号の改訂」を適用し、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月13日

株式会社ワコールホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大西 康弘	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘一郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田晶代	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコールホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（四半期連結財務諸表に関する注記1参照）に準拠して、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表に関する注記2に記載のとおり、会社は平成22年3月31日以後に終了する連結会計年度より米国財務会計基準審議会会計基準書280「セグメント報告」を適用し、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。